

佐賀市小規模修繕契約希望者登録制度

～ 登録を希望される方へ ～

制度の目的

この登録制度は、競争入札参加資格者名簿に登載されていない方を対象に、小規模な修繕契約を希望する方をあらかじめ登録し、積極的に業者選定の対象とすることで、市内業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

登録の対象となる方

市内に住所のある方（**個人事業主の場合は佐賀市内在住の方、法人の場合は佐賀市内に本店がある方に限ります。**）で、次に掲げる項目のいずれにも該当しない方が登録の対象となります。なお、適法な範囲であれば希望業種、建設業許可の有無、経営組織及び従業員数等は問いません。

- ◆ 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
- ◆ 佐賀市競争入札参加資格審査要領に基づく有資格者名簿（工事、コンサルタント）に登載されている方
- ◆ 希望業種を履行するための必要な資格、許可等を有しない方
- ◆ 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している方
（ただし、分納計画により適正に納税している方を除く。）
- ◆ 暴力団等契約の相手方として不相当と認められる方

対象となる契約

内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められる修繕工事（主に原形復旧型）であって、設計金額が50万円未満の契約が対象となります。

申請の方法

登録を希望する方は、次の書類を総務部契約監理課へ提出してください。

なお、申請書は契約監理課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- ◆ 佐賀市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ◆ 登記事項証明書、身分証明書
法人は商業登記簿の登記事項証明書、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書
（申請日前3か月以内に発行されたものであること。）
- ◆ 完納証明書（市税の滞納がない証明）
（申請日前3か月以内に発行されたものであること。）
- ◆ 国民健康保険税の滞納がない証明書（佐賀市の国民健康保険加入者のみ）
（申請日前3か月以内に発行されたものであること。）

※国民健康保険以外の方は健康保険証の写しを添付してください。

- ◆ 希望業種を履行するに当たり必要な資格、免許等を有している場合は、そのことを証明する書類の写し
- ◆ 暴力団排除に関する誓約書

- 各種証明書の交付には手数料が必要です。また、分納計画により納税されている方については、そのことを証明する書類が必要となります。
- 詳しくは、「佐賀市における証明書の取得方法について」をご参照ください。

申請の受付

◆ 受付期間

令和元年10月1日（火）から10月15日（火）まで（期間後も随時受付）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで）

◆ 受付場所

佐賀市役所本庁5階 総務部契約監理課（持参のみ受付）

登録有効期間

◆ 令和元年11月1日から令和3年10月31日までの2年間

ただし、令和元年10月16日以降に申請された方は、名簿掲載の日から令和3年10月31日までの期間となります。

また、現在登録をされている方で引き続き登録を希望される方は、今回改めて登録申請が必要となります。

名簿に登載されると

登録名簿は庁内に公表し、市（関係施設、学校等含む。）が小規模な修繕工事を発注する際の業者選定に活用します。

複数の業者から見積書を提出していただき、その中で最低価格を提示した方に発注することとなります。

**名簿登載が見積参加や契約を約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
・登録名簿は市ホームページ、契約監理課窓口及び情報公開・統計係でも公開します。**

登録事項の変更

登録事項に変更又は事業の廃止があった場合は、登録変更・廃止届（様式第2号）を速やかに提出してください。

※ 様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

申請受付・問合せ先

〒840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所 総務部契約監理課（本庁5階）

電話 0952（40）7152

FAX 0952（26）6422

E-mail:keiyaku@city.saga.lg.jp